

令和8年第7回定例会

1 日 時 令和8年4月22日（水）10時30分から11時15分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 長 澤野正明
委員長職務代理 野島善司
委員 小林正則
委員 橘正剛
事務局 長
担当 部長
選挙 課 長
広報啓発担当課 長
選挙制度専門課 長
書記 4 名

4 議 事

<議 案>

- 1 東京都選挙執行規程の一部改正について
- 2 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて

<報告事項>

- 1 令和8年4月12日執行練馬区長選挙結果について
- 2 令和8年4月12日執行多摩市長選挙及び同市議会議員選挙結果について
- 3 令和8年度明るい選挙ポスターコンクールの実施について
- 4 選挙争訟について

<その他>

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	ただいまから令和8年第7回定例会を開会いたします。 お手元に令和8年第6回定例会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。 本日は、2件の議案、4件の報告事項を予定しております。 なお、報告事項第4は、個人情報を含んでいることから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
委 員 長	それでは、そのように取り扱うことといたします。 それでは、議案第1号「東京都選挙執行規程の一部改正」について事務局より説明を求めます。
選挙課長	(議案第1号について説明)
委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	基本的なことなのですが、この電子化により、従来のやり方はもうできないということになるのですか。併用というか、両方の申請ができるのですか。
選挙課長	今、御質問いただいた件については、これまで書面を持参もしくは郵送で御提出いただくことが可能だったのですが、それをメールですとか、東京都選挙管理委員会のL o G oフォームといったものを使って提出することができるということで、両方利用できるといったものになってございます。
委 員	はい、分かりました。
委 員 長	改正案の方の読み方としては、(第95条第1項第1号の方は)電子データを記録した記憶媒体を、フラッシュメモリーなどを持ってきたり、郵送したりもできます。第2号の方は、メールで送ってもいいですというふうに読むのですね。
選挙課長	そのとおりでございます。
委 員 長	わかりました。メールで提出もありうるということで良いというふうに理解しました。 ほかに、御質問・御意見はございますか。御質問・御意見がなければ、議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。
委 員	(異議なし)

委 員 長	異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。
委 員 長	それでは、議案第2号「不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消し」について事務局より説明を求めます。
選挙課長	(議案第2号について説明)
委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	この不在者投票なのですが、去年、都内の病院に入院しまして、そのときちょうど市長選と市議の補選がありまして、施設の方から「不在者投票なさいますか。」と聞かれました。私がその病院に入ったことは選管は知らないわけですから、そうすると選挙の執行月日などは病院の方で把握しているのですかね。
選挙課長	病院にもよるとは思いますけれども、大きな施設になりますと、入院患者様の選挙権の保障という観点から、お住まいの自治体の選挙の有無については、確認をする病院があるというふうに聞いてございまして、各患者様に、不在者投票の意向について御確認する病院が多いというふうに聞いてございます。
委 員	そうすると、私が入院した病院の方では、選挙があるということを確認したということですかね。
選挙課長	そのとおりでございます。 あとは自治体の選管にもよるとは思いますけれども、指定施設というのが都で明確になってございますので、自治体の方から御案内をしているということもあるというふうには聞いております。
委 員	良い経験をしました。
委 員	ずっと続けて聞いているのですが、特養ですから年齢が高いというのと、介護度も確か入居条件が介護度3以上というのが基準だったように思うので、自分の身の回りのことはなかなか難しいという、そういった重度の方が対象なので、だから特養に入っているのだらうと思うのですけど。 同じことを聞きますけど、これからさらに高齢化が進んできて、在宅医療とか在宅介護などはなかなか難しい。今、サービス付き高齢者向け住宅みたいなサービスがとて多くなってきた、まだ若い元気なうちに資産を売却して入られるなんて人もこれから非常に増えていくのだらうというふうに思うのですが。 そうした時にやはりある程度、東京都は全体で投票総数のどのくらいが、こういう不在者投票の対象になっているのか、そういうデータをしっかり取っておいたほうが良いと思います。あともう一つは、実際、不在者投票の制

度を設けることで投票率が上がっているということになっているのかどうかを検証しないと。

実態として投票率が上がらないということになると、どこかでやはり制度、仕組みみたいなものをしっかりと考えないと。以前に課長に「だいたい対象人数はどのくらいの施設を想定しているのですか。」と聞いたときに、確か 50 人程度と言われたことがありましたよね。

今回の場合、軽費老人ホームですから若いし、自分の身の回りのことはできるし、5 人だけど、今までだと 50 人ぐらいとか、多分もっと重い人の施設の方を対象にしておられたのだと思うのだけど、この辺の基準みたいなものも、都が決められるものかどうかかわからないけれども、やはりどこかで一つ基準がないと、区市町村が基準みたいなものを持って、認可・許可しているのだと思うのだけど。その辺の実態把握をするということと、あとはやはり実際そのことによって投票率が上がったのかどうかとか、認可する時の基準みたいなものをどこかでしっかりしておかないと。都の方で区市町村全体を統括しているわけですから、姿勢とか方向性とか思いみたいなものがあれば教えてください。

選挙課長

御意見ありがとうございます。委員からは、以前より実態把握については、この御提案をする都度、御意見をいただいてございまして、我々事務局としても、実際どの程度の施設が利用されているのかというのは、しっかり把握する必要性を認識している所存でございます。

一方で、現在の指定施設という意味では、資料の 13 ページに統計の方は載せてございまして、施設数としては 1,810 で、定員については 228,041 人ということで、実際投票するかどうかというのは御自身の御判断になるのですが、やはりこの 228,041 人の方々が投票できる状態にするというのは、やはり東京都としては、投票する権利の確保としては重要だというふうに考えてございますので、投票環境が揃っている施設については、積極的に指定をしていくと、方向性としてはそのように考えているところでございます。ただ先ほど委員からもコメントがありましてとおり、一方で、その実態把握等については、今後、事務局の方でしっかり検討して参りたいというふうに考えているところでございます。

委員長

よろしいですか。

委員

細かく基準を作るというのは逆に言うと、一方で排除ということ、認可されない、許可されないということが発生するのだけれども。今の都の方向性として、その機会をできるだけ多くとっていくという方向性は、選挙管理委員会だから、それは仕事して当たり前のことなのですけども、一方で、実態として、判断能力に課題があったり、投票行為そのものが難しい状況の人たちに投票の機会を提供するということは、過去の報道等を見てもその施設側の意向みたいなことが反映されるおそれがありますよね。やはり施設から申請があったら事実上受け入れるみたいな姿勢ではなくて、もう少し厳格化したら良いような気がしますけど。難しいですけどね。

委員長

選挙課長、何かありますか。

選挙課長	ありがとうございます。施設の現状把握等については、区市町村の選挙管理委員会の方でしっかりやっただいていてというふうに把握をしてございます。また、先ほどおっしゃられた不在者投票施設での不正と言いますか、そういったところについては、国の方も不在者投票立会人については、第三者の、外部の立会人を採用することを推奨していたりですとか、そういうところで都選管としてもしっかり国の意向も区市町村選管を通じまして、不在者投票施設の方に伝えまして、不在者投票施設でも公正公平な不在者投票が行われるように、都選管としても、区市町村選管と連携して働きかけて参りたいというふうに考えてございます。
委員長	施設の名称のところで病院名は記載されているのですが、母体となる事業法人等の記載というのが前あったような気もしますが無くしてしまったのですか。これ全部一つの医療法人かもしれないですね。病院名だけだと母体がわからない。だから施設の名称の記載は、母体と病院名を書く方が明らかになるのではないのでしょうか。
選挙課長	御指摘ありがとうございます。委員長のおっしゃるとおり、ここの名称の記載、医療法人の記載について、事務局の方でも検討いたしまして分かりやすくお伝えできるように、次回以降検討して参りたいと思います。
委員長	分かりました。次回以降、もし記載可能であれば、書いていただければと思います。
委員長	他に御質問・御意見がなければお諮りいたします。議案のとおり決定することに御異議はございませんか。
委員	(異議なし)
委員長	異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。 それでは、報告事項第1「令和8年4月12日執行練馬区長選挙結果」について事務局より説明を求めます。
選挙課長	(報告事項第1について説明)
委員長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がなければ、報告事項第1について了承することといたします。
委員長	それでは、報告事項第2「令和8年4月12日執行多摩市長選挙及び同市議会議員選挙結果」について事務局より説明を求めます。
選挙課長	(報告事項第2について説明)

委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。 御質問・御意見がなければ、報告事項第2について了承することといたします。 それでは、報告事項第3「令和8年度明るい選挙ポスターコンクールの実施」について事務局より説明を求めます。
広報啓発担当課長	(報告事項第3について説明)
委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がなければ、報告事項第3について了承することといたします。
委 員 長	それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。
担当部長	(当面の日程について説明)
委 員 長	ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。 次回の定例会は、5月13日に開催することといたします。